

## ご利用ください 農業を支える 人・農地プラン

問 農業振興課（市役所4階） ☎ 32-2079

「人・農地プラン」は、高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、地域や集落が抱える農業の問題を話し合い、5～10年後までに誰がどのように農地を使い、農業するかを計画したもので、定期的に見直されます。農地の貸し借りを仲介する農地中間管理事業と併せて活用し、円滑な支援などを受けることができます。

農地の貸し付けを予定する人は、ご相談ください。

**対象** 人・農地プランに参加する個人、法人、集落営農集団

**提出方法** 農業振興課に備え付けの書類（市ホームページから印刷可）に必要な事項を記入し、郵送または窓口で直接提出する

**提出期限** 12月8日(金)

### 手続き方法

希望する内容に合わせて、必要な書類を提出してください。法律の改正により、必要な書類が変わる場合があります。

希望内容	必要な書類
農地の貸し出し	農地の貸出希望申出書
地域農業の中心になりたい(農業経営体)	地域の中心となる経営体の位置付け希望申出書

### 支援を受けることができます

#### ■スーパーL資金の無利子化

農業基盤を強化するための貸し付けが当初5年間、無利子化されます

#### ■新規就農者育成総合対策事業

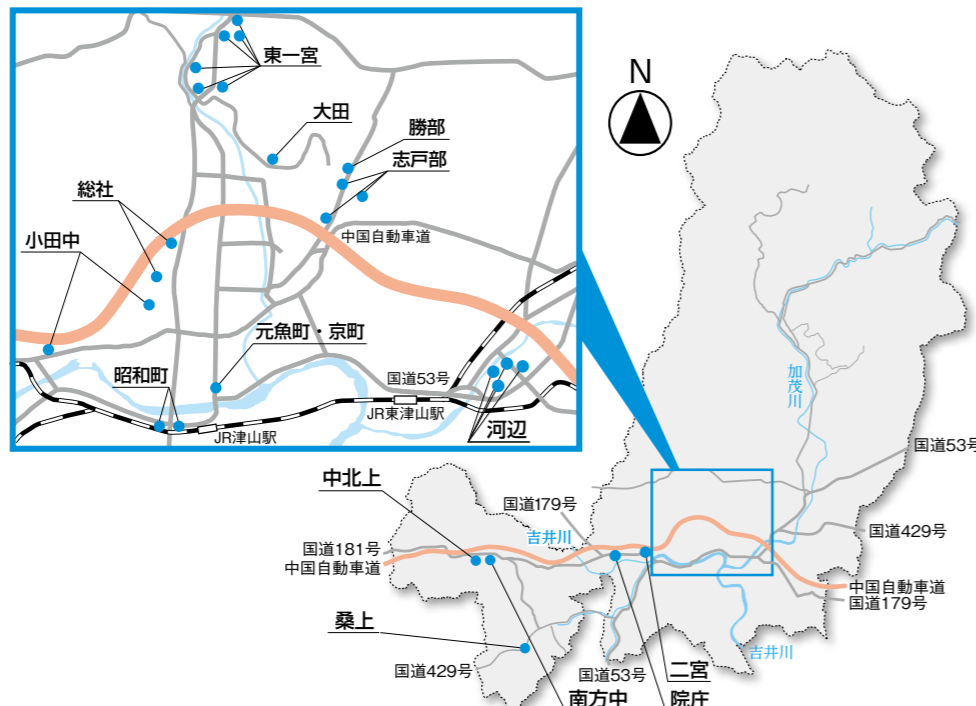
新しく農業を始める時の年齢が50歳未満の人は、条件に当てはまる場合に最大150万円(年額)を交付します

## 下水道工事を予定しています

問 下水道課（市役所6階） ☎ 32-2101

河川などの汚れを防ぎ、快適な生活環境をつくるため、公共下水道の整備を進めています。次の地域で工事を予定しています。工事中はご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。  
※工事場所など、詳しくはお問い合わせください

工事予定地域
総社
小田中
志戸部
勝部
大田
二宮
院庄
元魚町・京町
昭和町
東一宮
河辺
中北上
南方中
桑上



## 年金は世代と世代の 支え合い

問 市民窓口課（市役所1階7番窓口） ☎ 32-2072

国民年金制度は、年齢を重ねた時、病気や事故で障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時、働く世代で支える社会保障の仕組みです。

国民年金は、日本に住む20～59歳のすべての人が保険料を納め、生涯を通じた保障を実現します。

### 国民年金の種類

種類	支給要件
老齢	保険料を納めた期間と免除された期間などが120カ月以上ある人が、65歳になった
障害	年金に加入する人が病気やけがで障害の状態になった
遺族	年金に加入する人が亡くなった(※)

※満18歳になった日以降の最初の3月31日までの間にある子(障害者は20歳未満)がいる場合、配偶者や子に支給

### 納付方法

区分	加入者	納付方法
第1号	自営業、農業従事者、学生、無職の人など	本人が口座振替などで納付(免除や猶予制度あり)
第2号	会社員、公務員	給料から天引き
第3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者	加入する年金制度が負担

※退職した時や配偶者の扶養でなくなったときは、第1号被保険者に変更手続きが必要

### 予約相談受付中

年金の受給相談や請求手続きを、事前予約で受け付けています。基礎年金番号が分かるものを準備し、電話してください。  
※老齢年金の請求書(緑色の封筒)が届いた人を対象に、インターネットによる予約申し込みを受け付けています  
※詳しくは請求書に同封のチラシをご確認ください

問津山年金事務所(田町)  
☎ 31-2360

## ご協力ください 柔道整復療養費の適正化

問 医療保険課国民健康保険係(市役所1階9番窓口) ☎ 32-2071

接骨院では、健康保険が使える場合と使えない場合(全額自己負担)があります。

### 保険が使える場合

- 外傷性が明らかなねんざ、打撲、肉離れ
- ※骨折や脱臼は、応急手当を除き、医師の同意が必要

### 保険が使えない場合

- 医師の同意がない骨折・脱臼の施術
- 単なる肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善が見られない長期の施術
- 病院、診療所などで同じ傷病を治療中のもの
- 労災保険適用となる仕事や通勤途中での負傷

## 交通事故などが原因の 治療は届け出を

問 医療保険課国民健康保険係 ☎ 32-2071、高齢者医療係 ☎ 32-2073

交通事故など、相手の行為が原因で治療を受けた場合、治療費は加害者と被害者が、過失割合で負担します。健康保険証を使って治療を受けた時は、必ず届け出てください。

### 届け出が必要な例

- 相手がいる交通事故
- 自損事故で同乗者がけがをしたとき
- けんかなどによるけが

**届出先** 国民健康保険・後期高齢者医療保険＝医療保険課(市役所1階8番・9番窓口)、各支所・出張所、その他の健康保険＝加入している健康保険の窓口

**持ってくるもの** 健康保険証、印鑑、交通事故証明書など